

平成29年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成29年12月11日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成29年12月11日(月) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	岡戸章夫	2番議員	加藤久幸
3番議員	中根信一郎	4番議員	岡野豊
5番議員	伊藤和子	6番議員	小澤哲夫
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松利郎
防災監	富田正治	企画財政課長	長野了
税務課長	小島行雄	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松成弘	産業課長	村松達雄
建設課長	中村安宏	上下水道課長	高木純一
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	高田志郎	会計管理者	山下浩子

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	花嶋 亘	議会書記	高木孝真
--------	------	------	------

10 会議に付した事件

- 議案第49号 森町組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 森町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 東遠学園組合を組織する地方公共団体の減少及び東遠学園組合規約の変更について
- 議案第57号 森町道路線の廃止について
- 議案第58号 森町道路線の認定について
- 議案第59号 平成29年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第60号 平成29年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 平成29年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 平成29年度森町水道事業会計補正予算（第2号）

< 議事の経過 >

議長 (山本俊康君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第49号「森町組織条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、伊藤和子君。

5番議員 (伊藤和子君) 5番、伊藤でございます。ただいまの条例の一部改正について質問させていただきます。先日行われました全員協議会でこの件につきましては詳しく担当課からご説明がございました。本町につきましても過去において時代の流れに対応し、効果的で効率的な組織体制の再編が実施されてきました。今回の組織・機構の見直しは、昨年度策定されました第9次総合計画に沿ったまちづくりを推進するために見直しを実施するということでした。

現行の10課1局1室を13課1局に再編。具体的には、防災課、定住推進課の新設、出納室を会計課と名称変更するという内容のものですが、職員数に関してはどのように対応されていくのかお伺いいたします。

また、新設課の職員配置数はどれぐらい予定されているのか、また、定住推進課について、もう少し詳細をお伺いします。よろしくお伺いいたします。

議長 (山本俊康君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎君) 総務課長です。伊藤議員のご質問にお答えします。職員数の関係ですけれども、平成29年4月1日現在の森町全体の職員数は347人であります。病院を除くと165人となっております。議会事務局に3人、それから教育委員会部局に47人、水道事業会計5人、それらを除きますと、町長事務部局としましては、110

人であります。

議員がおっしゃいましたように、近年様々な業務が増えております。行政サービスの質を向上するためには、組織見直しに伴う定住推進課の新設等により、現状の人員では不足することが見込まれます。このため、平成30年度は町長事務部局の職員数を4人増とする計画であります。

平成29年度の退職者が3人見込まれているため、平成30年4月の採用は7人を予定しております。これにより平成30年度の町長事務部局の職員数は114人となり、条例でいう職員定数と同数となります。なお定住推進課の人員は、4人プラス他の課の事務をうつすことに伴って職員も移すため、人員的に問題はないようにしたいと考えております。

それから定住推進課の事務の内容でございます。定住推進課には2つの係を設ける予定でございます。一つが移住交流を担当する係、それからもう一つが住まい支援を担当する係。移住交流をすすめる係としましては、移住定住対策、町外向けの情報発信、それから地域おこし協力隊の関係、それらを移住交流係で行いたいと考えております。もう一つの住まい支援係でございますけども、これは住宅とか住まいに関係した係でございますので、今建設課であります町営住宅の係、それから空き家の窓口を一本化したいということで、空き家相談の窓口。これは空き家バンクも含んでおります。それから家の関係ということで、家の耐震の補助、それから建築確認を含んでおります。以上、定住推進課の業務としては、今申し上げたとおりでございます。以上です。

議 長
5 番議員

(山本俊康君) 5番、伊藤和子君。

(伊藤和子君) ありがとうございます。私の記憶では、平成30年度の新規の採用者募集が確か1名だったと記憶しております。先ほど、7人というお話がございましたけれども、こちらは新規の採用が7人は、この内訳としまして、臨時職員が含まれているのか。その辺りを伺います。よろしく願いいたします。

議 長 (山本俊康 君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎 君) 総務課長です。新規採用の7人の中に、臨時職員が含まれているかということですが、臨時職員は含んではおりません。全て正規の職員でございます。その内、最近保健福祉課の保健師の関係が不足しておりますので、7人のうち2名は保健師の採用を予定しております。以上です。

議 長 (山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。

8番議員 (中根幸男 君) 8番、中根幸男でございます。今回の条例改正ですけれども、役場の組織機構に伴う条例の改正ということでございまして、これにつきましては、社会情勢の変化あるいは住民ニーズに対応した組織体制の見直しということでありまして、それです、1点、防災課の事務分掌について伺います。

条例案では、防災課を新設し、その分掌事務は総務課にありました防災に関すること、それから2つ目に交通安全に関することの2項目となっております。私も参考に、近隣市町の組織体制また規則等を見てみましたら、例えば袋井市の行政組織規則を見ますと、防災課には防災計画係と防災対策係の2つの係がありまして、防災計画係につきましては、地震等防災計画に関すること等です、7項目。そして防災対策係につきましては、自主防災組織に関することなど11項目が定めております。

課の新設ですから、もう少し住民の皆さんにも分かりやすく、例えば地震等防災計画に関すること、それから今言いました自主防災組織に関すること、そしてまた森町は浜岡原発から30キロ圏内、緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるUPZに一部入っておりますので、原子力に関すること、もう1点、消防団に関することなどの項目を掲載した方がよいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (山本俊康 君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎 君) 総務課長です。ただいまの中根議員のご質問にお答えします。今回、条例改正を予定しております森町組織条

例でございますが、これにつきましては地方自治法第158条第1項の規定により、規定するものでございます。158条の第1項では「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする」ということであります。

ですので、森町で言いますと、町長の直近下位の内部組織、課でございますけども、課の設置及びその課の分掌する事務については条例で定めるものとするということで、条例でこのように、先ほど中根議員がおっしゃいましたように書いてあります。そして中根議員のおっしゃった、もう少し住民に分かりやすく、細かな規程が欲しいのではないかとのことではありますが、森町におきましても、森町役場庶務規則というものがございまして、森町役場庶務規則の中で係の細かな業務が仕分されております。

防災係につきましては、消防団に関する事、消防署との連絡調整に関する事、それから水防に関する事等12項目にわたりまして、掲げてございます。ですので、これからもまた庶務規則の方で、例えば先ほどおっしゃいました原子力に関する事等をまた新たに記載したいと考えております。庶務規則につきましては、今回の条例の改正が通った後に、お認めいただいた後に規則を改正する予定でございます。以上です。

議長
8番議員

(山本俊康君) 8番、中根幸男君。

(中根幸男君) ありがとうございます。ただいまの庶務規則の関係ですけども、私がインターネット上で調べた範囲では、袋井・磐田の行政組織規則、これにつきましては閲覧ができたんですね。ところが森町の庶務規則が、どうしてもインターネット上からは確認ができませんで、議会事務局に来て、冊子を見て確認させていただいたんですが、今回庶務規則の改正ということで、できれば4月以降、インターネット上でも閲覧できるような、住民の皆さんにも分かるようなかたちをとっていただきたいというふうに思い

ますが、いかがでしょうか。

議 長

(山本俊康 君) 総務課長。

総務課長

(村松利郎 君) 総務課長です。ただいま、森町役場庶務規則については、インターネット上で検索することができません。というのは、庶務規則がかなり前から改正されていない部分もありまして、現状と異なっておりますので、今回の条例改正を契機としまして、庶務規則を改めて見直したいと思っております。

それで住民の皆さんにもインターネットで公表するとともに、広報もりまちとかそういうところでお知らせしたいなど、このように考えております。以上です。

議 長

(山本俊康 君) 8番、中根幸男君。

8番議員

(中根幸男 君) もう一点、視点を変えまして質問させていただきます。今回の条例の改正に伴って、従来、企業誘致に関する業務を企画財政課で担当しておりましたけども、今回初めて産業課の中に、正式にですね、企業誘致に関することという項目が加わってまいりました。そうしますと、これは現行の商工観光係で行うことになるのかどうか、新たな係を設けるのかどうか、あるいは人員的にはどうなのかという点について伺います。以上です。

議 長

(山本俊康 君) 総務課長。

総務課長

(村松利郎 君) 中根議員のご質問にお答えします。今まで企画財政課で行ってございました企業誘致の関係でございますが、企業誘致の関係は、企画財政課の今まで企画係で行ってございました。それを産業課の商工観光係に、工業の関係ということで、そちらの方に事務分掌を移したいと考えております。

ですので、事務分掌を移すとともに、人員配置も必要になるかと思っておりますので、その点につきましては、こちらで考えて、必要なところには必要な人員を貼り付けるというようなことを考えています。以上です。

議 長

(山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。

1番、岡戸章夫君。

1 番議員

(岡 戸 章 夫 君) 1 番、岡戸です。今回の組織条例の改正ということで、第9次森町総合計画の実現に向けての改革、また太田町政の新しい取り組みということで認識しております。その中で、先日全員協議会の中で、この基本方針を説明いただきました。今日、傍聴の方、たくさんおられますので、私の方からこの基本方針、6つございますけれども、どういう目的を持って今回の組織変更が行われたかというのを、ちょっと最初に説明させていただきます。

1つ、新たな行政課題に対応できる組織。2つ、住民サービスの向上が図られる組織。3つ、簡素で効率的な組織。4つ、職員の業務量の平準化。5つ、他計画との整合性。6つ、町長マニフェストの実施に向けた体制強化。というような6つの基本方針に沿って、今回の組織条例の改正をしたいというお話でした。この内容を踏まえて、私の方から質問をさせていただきます。

総務課の中に従来ありました広報統計係、これが今回、企画財政課の方へ移られるというのが一つ。それと総務課の中に従来あった防災係が、今度防災課として、一つ新しく課が設けられるということでもあります。

今の基本方針の中にもありましたけれども、従来もこの係として存在しているので、ここで新たに新しい課にする、それから他の課へ移管するということへの、もう少し詳しい説明をお願いします。例えば現在ここが弱点だから、こうすることによってここが改善する、又は向上する。例えば、意思決定のスピードをより速くしたいから、組織をこうこうこういうふうに組織変更をしたいとか、具体的に予算取りをきちっとさせて、事業の実現に向かわせたいとか、そういったことが考えられると思うのですが、この2つの係の変更について、具体的に、もう少し具体的に説明をお願いします。

議 長

(山 本 俊 康 君) 総務課長。

総務課長

(村 松 利 郎 君) 総務課長です。ただいまの岡戸議員のご質問にお答えします。今、広報統計係を企画財政課の方に移すということで、その理由としましては、企画財政課が総合計画や地方創生

とか総合戦略の進行管理、各種計画との整合性を図る必要があります。また、各種の政策を立案するに当たり、町の現状を統計的にも把握する必要があるということで、今広報統計係という名前のおり、統計を扱っておりますので、そういうこともありまして、企画財政課の方に移す予定でございます。

それと同様に、町民からの生の声を参考にして町政に反映させるかどうか検討する必要があるということで、広報統計係は広聴事業も行っております。広聴事業と申しますのは、町長と語る会であるとか、広報モニターの事業であります。それを広報統計係が行っているため、そういった様々な統計とか、広聴事業で承った意見を各種の計画に反映させるため、企画財政課の方にあつた方が事務がスムーズにいくだろうということで、広報統計係を企画財政課の方に持っていくということを考えております。

もう一つ、総務課の防災係がありますが、それを課の新設ということで、もう一度防災課を新設する理由を申し上げます。最近、町民の安心とか安全に対するニーズが高まっております。昨年策定しました第9次森町総合計画の柱の一つとしても、安心・安全を打ち出しております。予想される巨大地震や、頻発する自然災害に対する対応、防災力の強化、防災減災の必要性が年々高まってきております。また、東日本大震災の原子力発電事故を受けて、浜岡原子力発電所の再稼働の問題とか、UPZ圏内における町民の安全確保など総合的に判断する中で、課として新たに位置付けし、町民の生命財産を今以上に守ることのできる体制作りを目指すものであります。以上です。

議 長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

1 番、岡戸章夫君。

1 番議員 (岡戸章夫君) ありがとうございます。特に広報統計係ということで、企画財政課の方へ移られたということで、これについては、私も以前、まちづくり検討会のメンバーとして加えさせていただき、いろいろお話をした関係もありまして、これについては

とても期待しております。今後の結果をですね、是非見ていきたいと思っております。

その中であと一つ質問ですけれども、今回の組織変更の中で、係が大分統合されております。そうしますと、従来係長でおられた方が、若干統合された関係で係長から外されるという、言葉があれですけれども、職がなくなるかなというところも感じております。そこら辺で、私がちょっと気にするのは、こういった組織変更によってかえって士気の低下、そういったことが発生しないのかなと。それに対しての配慮とか、どのような対応をされているか、これについて、お伺いします。

議長
総務課長

(山本俊康君) 総務課長。

(村松利郎君) 総務課長です。今回の組織の変更に当たりまして、統合される係がございます。そうしますと、2つの係を1つにすれば、そのところで係長が要らなくなるというところちょっと語弊がありますけれども、係長がなくなるわけがございますけれども、今回定住推進課で係が2つ増えております。今現在ですね、そういうこともありまして、係長が統合されたところで2人が1人で良くなる場所もありますし、また2人必要になる場所もあります。

係長については、今現在、職名としまして主幹という職名をもらっております。主幹兼係長ということですので、この主幹は係長でなくなっても、そのまま主幹でありますので、そのところで士気の低下とか、招くようなことはないかと思っております。

また、適材適所ということがありますので、そこら辺も今後、人事異動を考える中でいろいろ考えていきたいなと思っております。以上です。

議長

(山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

2番、加藤久幸君。

2番議員

(加藤久幸君) 今回の改正は、森町が直面する少子高齢化や人口減少問題、地方創生の推進など喫緊の行政課題の解決というふうに伺っております。その中で、少子高齢化という言葉が出てき

ますが、この少子高齢化に対して、定住推進課としてやっていくと思いますが、保健福祉課との当然連携が必要になってくかと思いません。そのようなことに対して、具体的にどういうふうに今後進めていくか、ちょっと伺います。

議 長
総務課長

(山本俊康 君) 総務課長。

(村松利郎 君) 総務課長です。加藤議員のご質問にお答えします。人口減少対策の施策でございますけども、それにはいろいろな施策が絡んでまいります。保健福祉課で行っている子育て支援なども人口増にはつながっていると思っておりますけども、人口増はいろいろな施策を絡めて、例えばですね、道路整備とか住環境の整備などもそうですけども、定住推進課としましては移住定住の施策を推進する課でありまして、直接、保健福祉課の事業と絡んでくるということは今のところ考えておりません。以上です。

議 長
町 長

(山本俊康 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 今回組織変更をするわけですが、課の新設あるいは係の統合等を行うわけですが、これによって今までやってきた業務が一変するかというと、そうではなくて、今までも少子高齢化対策、人口減少対策等は全課を挙げて取り組んでいることでございます。そういった取り組みは今までどおり、各課各係の連携のもとに、全課を挙げて取り組んでまいりましてでございますので、新たな課ができたからそこで一手に引き受けるというものではなくて、今まで通り連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

議 長

(山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。

7番、吉筋恵治君。

7番議員

(吉筋恵治 君) 初日、提案理由で町長からいろいろご説明をいただきました。定住推進課について、お伺いをいたします。先ほど来、人数でありますとか、考え方、いろいろいただきました。あと分からない点、幾つかお教えいただきたいと思っております。この定住推進課は、現在の役場庁内ではどの場所にその課を置くのか一点。

それと第9次森町総合計画では、かつて8次までにないような目標数値などを盛り込まれて、2歩も3歩も以前の総合計画と違って、前進をしているなというふうに私も思っております。その総合計画の中に、それぞれ目標数値というのがございますが、この町長の説明の中に、人口減少問題は喫緊の問題であるというふうにも、ご説明いただいておりますので、この課において、例えば、今後年間に空き家を10軒改修していくんだとか、人数においてはこのぐらい誘致をしていくんだとか、そういったことの数値目標というのは念頭にあるのかないのか、お伺いします。以上、2点お伺いします。

議長

(山本俊康君) 総務課長。

総務課長

(村松利郎君) 総務課長です。ただいまの吉筋議員のご質問にお答えします。定住推進課の位置と言いますか、配置でございますが、今考えているのは、現在の建設課、別館2階の建設課のところでございます。人員の配置等をこれから考えていく中で、机のいろいろ配置とかそういったことも考えて、あそこところが町民の方も来やすいということもありまして、あそこでよかろうと、今のところそのように考えております。

それから、定住推進課において、これから空き家対策、それから空き家バンクをやっていくわけですが、その中で数字目標ということでございますけども、今のところ、そこまで数値目標を設けるかどうか、今後それは検討していきたいと思っております。以上です。

議長

(山本俊康君) 7番、吉筋恵治君。

7番議員

(吉筋恵治君) 2点と言いましたが、もう1点確認のためにお聞きいたします。この定住推進課は、県内の各市町でもいろいろなところが取り組んでおります。その中の各市町の動向をみますと、例えば小山町などは「おやまで暮らそう課」というところが、その課にはほとんどの方が民間登用をして、大変大きな成果を上げているというふうにも言われています。

確認ですが、総務課長の先ほどの説明ですと、そういったことが

人員の中に入っていないというふうに私は思っているわけですが、そういうことについては、確認で、考えていないということでしょうか。ご説明いただけると有り難いと思います。

議 長 (山本俊康君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) 県内でも他の市町で、移住定住についていろいろな取り組みをされております。また、小山町については、民間人で、特に住宅会社で活躍をされていた方を職員として採用されているというお話も伺っております。

ただ、森町の場合は、先ほども申し上げましたように、今回の来年度予定しております職員数を採用すると、職員定数いっぱいであるということで、やはり限られた人員の中で行う今回の組織変更ですので、なかなか思ったようには人を配置できないという点もございます。

民間人を採用していくかということにつきましては、それは一つの考え方として、採用の考え方として、これからも移住定住に限らず、それは検討する余地があるというように考えております。以上です。

議 長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

9 番、鈴木托治君。

9 番議員 (鈴木托治君) 9 番、鈴木です。目まぐるしく変わる現代の中で、やはり皆さんのニーズに合った組織変更そのものはどうしても必要になるかと思えますけども、直近で組織変更をしたのは何年頃で、その後の結果がどのように、うまくいったのか不都合があったのか、そういう点を伺うのと、もう一点、防災係が防災課として昇格したわけですけども、袋井市では防災課が、防災計画係と防災対策係という 2 つの係になっておりまして、防災計画係は非常に大きな武力攻撃とか、あるいは原子力防災などと謳っているわけですけども、それはともかくとして、対策係の中で水防に関する事、あるいは太田川原野谷川治水水防組合に関する事をですけど、私もその組合員をやっております、これは森町の場合は建設課がそ

議 長
総務課長

の役を担っているわけですけど、こういう太田川とか原野谷川の治水防災に関しては、むしろ防災課がその担当をする方がふさわしいじゃないかなと、このように思いますけども、その点についていかがか、答弁を願いたいと思います。

(山本俊康 君) 総務課長。

(村松利郎 君) 総務課長です。鈴木托治議員のご質問にお答えします。森町組織条例が一番、最近に改正されたのがいつかということですが、これは平成18年の4月でございます。平成18年の4月に改正されました。

この頃の時代の背景と言いますか、申し上げますと、18年の4月と申しますと、平成16年に合併協議が破綻しまして、単独の道を歩き始めたばかりの頃で、組織とか機構の改革の考え方は、組織のスリム化とか、職員数の削減を図ることでした。

しかしながら、3次行財政改革大綱策定から10年以上経過しているわけでございます。この間、様々な社会経済情勢の変化がありまして、今年度は第4次の行財政改革大綱策定の予定でございます。

こういう背景で、今年度、今回提案させてもらっています役場組織機構改革を上げさせていただきました。18年4月のときに、一度組織条例を一部改正しましたが、それがうまくいったかどうか、また不都合があったかどうかということですけども、その3次行財政改革大綱に基づいて、スリム化とかいろいろしてきたわけですけども、財政的にはそれで十分持ちこたえてきたと、それがうまくいってきたということでございます。

ただ近年、先ほども申し上げましたけども、行財政の高度化とか多様化それから社会情勢の変化といろいろありますけども、その中で対応していくためには、また新しい組織ということも必要になってくるということで、今回組織条例の一部を改正する条例について、提案させていただきました。

もう一つ、防災係の事務でございますけども、鈴木議員がおっしゃるように、袋井市の行政組織規則というものがございまして、そ

これを参考にみますと、やはり袋井市の防災対策係で水防に関することとか、袋井市森町広域行政組合（消防事務）に関する事、それから太田川原野谷川治水水防組合（水防事務）に関する事というように掲げられております。

森町役場庶務規則がございますけども、その中でやはり、先ほどちょっとはしよった部分がございますけども、今現在の防災係の事務としましては、そこに水防に関する事、また袋井市森町広域行政組合（消防に限る）に関する事等が謳われております。ですので、これからもですね、また役場庶務規則を見直す中で、必要な載せておくべきものについては、庶務規則に規定していきたいと考えています。以上です。

議 長
9 番議員

（ 山本俊康 君 ） 9 番、鈴木托治君。

（ 鈴木托治 君 ） 建設課というのは、まさにいろいろ工事箇所というか災害によって生まれる危険な場所を直すのが建設課だと思うんです。その前ですね、予防とかそういうものに関しては、当然防災が出てきて、しっかりとその話合いの中で、ここは危ないからということで、建設課の方にお問い合わせとか、そういうような仕組みで当然だと思うんですけど、先に建設課が出てきているということについて、ちょっと私は、若干不思議な気がしてなりません。私が今言ったように、防災に関する事を建設課でなくて防災課がやるというような、そういうこれに変更するという考えはないということよろしいですか。

議 長
副 町 長

（ 山本俊康 君 ） 副町長。

（ 鈴木寿一 君 ） 副町長です。それでは私の方から少し説明させていただきます。太田川原野谷川治水水防組合につきましては、これは河川ということがありまして、建設課が河川の事務を担当しているところということでございます。建設課の方には、技術的な職員が非常に多くいるということで、また、防災の方には事務屋さんしかないというようなことがありまして、この水防全体につきましては、やはり河川の知識がないと、なかなか防災の方もやってい

けない部分があるというようなことで、建設課がその河川の方の知識についてですね、フォローをしていくと。

全体から言いますと、森町のような少ない職員の中では、ある程度事務を共用していかないとやっていけない部分が非常に多いというようなことで、防災については、防災係の方でというようなことがありますけれども、内容につきましては、職員同士が連携をしあってやっていくというようなかたちになっておりますので、今のかたちを今後も今のところは継続をしていきたいと、こんなふうを考えておるところでございます。以上です。

議長 (山本俊康君)他に質疑はありませんか。

4番、岡野豊君。

4番議員 (岡野豊君)私の方から2点、ちょっとお願いをいたします。先ほど岡戸議員から基本方針の説明が6項目ありました。その2番目に住民サービスの向上が図られる組織ということで謳われております。今回の新設課と、あと係が動くというところがございます。

1点目ですけれども、住民のサービスの向上ということに、ちょっと私は、係名が変わる、住民生活課の中で、現行が生活保全係と環境衛生係、この2つの係が資源環境係ということで、資源が前に出て、環境というものがあります。私が懸念するのは、今まで生活を保全すると、住民ファーストということで、住民の環境を守ることが前面に謳われておりましたけれども、今回資源の環境というふうに読めてしまいます。住民はですね、やはり日常生活の中で住環境をより良くしたいということで、日夜清掃、草刈り等を行っております。

ただ、自然ですので、いろいろ虫の発生とかがあります。最近は大分、水路とかがきれいになりました。下水の普及でも、そういった害虫が減ってはきているということでもありますけれども、まだまだ森町は70パーセント以上の山間部を抱えておりますので、こういった生活の保全、こういったものが資源環境ということで、係名は分

かるわけですが、自分のこういった直面する問題を、住民の周辺の環境をどこに相談に行ったらいいのかということが、資源環境という中ではちょっと分かりづらくなっているのではないかと。この考え方を1点、ご説明をお願いします。

それから企画財政課の管財係が、総務課の方に契約管財係ということで移っております。管財につきましては、町の普通財産を管理するというので私も認識をしておりますが、契約管財ということで、契約というものは各課、建設課、上下水道課それから教育委員会等それぞれの課でいろいろ業務委託等の契約がなされております。これにつきましては、各課で所管をされる事務の中で契約をし、予算を執行するというのであります。今回の総務課に契約管財ということで、あえて今までなかった契約ということに係に入れたこの理由を、ご説明をお願いいたします。この2点、よろしく申し上げます。

議 長
総務課長

(山本俊康 君) 総務課長。

(村松利郎 君) 総務課長です。岡野議員のご質問にお答えいたします。1つ目ですが、今現在、住民生活課にあります生活保全係と環境衛生係、これを新しく統合しまして、資源環境係に変えるということで、名称だけだとちょっと分かりづらいということもありますので、これにつきましては、また広報もりまちとか、いろいろな場面で、一覧表を作りまして、町内会長連絡協議会の折にも説明させていただきたいなと思っております。

この考えですが、今まで企画財政課にありましたエネルギー関係の一部分、それも今後の住民生活課の資源環境係において、太陽光の関係を、補助金とかそういったのも今現在住民生活課の方でやっておりますので、それを一本化して、それを自然エネルギーということもありまして資源環境係と。ですので、やっている業務自体は、今までの業務とそれほど変わりませんが、エネルギーの部門を一本化して、その中に、資源環境係の中に入れるといった考え方でございます。

もう1点、管財係を総務課の方に異動する予定でございますけども、その管財係は、一般的には財産に関する事務、町有財産の管理・処分に加えて、他市町では庁舎管理とか維持補修、入札契約に関する業務も担当しております。ですので、今入札とか契約の関係は総務課の行政係で行っているわけですけども、その部分を、入札契約に関する業務を行政係から離しまして、そちらの契約管財係の方に移したいと考えております。

総合的に判断しますと、現在、庁舎管理や入札契約を担当している総務課に移すことで、一連の業務がスムーズに実施できると考えております。そのような判断のもとに、契約管財係ということで予定しております。以上です。

議 長
4 番議員

(山本俊康 君) 4番、岡野豊君。

(岡野 豊 君) 先ほどの資源環境係ですけども、太陽光ですとか、エネルギーの問題を対応するという事は説明で十分わかりました。ただ、係名ですので、住民生活課に係名が表示されるようになるわけですけども、住民の方は先ほど私が述べたような、やはり身近な問題を相談にみえます。役場に来て相談するという事ですので、資源環境係ということで、新しい係で従来通りの業務が行われるということ、町内会長の会の説明ということも、広報も十分にさせていただきたいというふうに思いますし、窓口の表示も分かりやすいような、今まで分掌事務のそういったところまでは、係には表示はしていなかったと思いますが、今回ちょっと分かりづらい部分がありますので、こういったことの対応、もう一度どのようにお考えになっているか、お尋ねをいたします。

議 長
総務課長

(山本俊康 君) 総務課長。

(村松利郎 君) 総務課長です。係名が分かりにくいということもありまして、十分これからですね、広報とかしていきたいなと考えております。

ただ1点申し上げたいのは、今回組織条例の一部を改正するという条例の提案でございますが、これは課の新設、それから課の事務

分掌についての議案でございます。今後ですね、条例改正がなされましたその後にですね、規則の改正をするわけですが、その庶務規則の中にいろいろな係名が載っております。

ですので、18年4月のときの組織改正、これも17年の12月に条例が提案されたわけですが、そのとき一応このような係名を付けて各係を設けるといような提案をさせていただきましたけども、そのときにもいろいろな係が書いてあるのですが、実際それ以降ですね、17年の12月の議決以降に、係名をもう一度考え直して、18年の4月から新しい課と新しい係というようになりまして。

ですので、今回も条例改正は条例改正でお認めいただきましたら、今後ですね、規則の方の改正に入っていくわけですが、その中でもう一度考える余地があれば、また考えていきたいと考えております。以上です。

議長 (山本俊康君)他に質疑はありますか。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田彰君)まず、新設される両課の課は何名体制を予定しているのでしょうか。それから、定住推進課も防災課も重要であるということで新設するわけですが、先ほども答弁の中に、各課が連携して様々人口減少や高齢化に対応していくと。今でもやってきたということではありますが、新しく課ができるとその課に任せるといようなかたちに、得てしてなりえるではないかというふうに考えるわけですが、その辺、今までのやってきたことに少しここが弱点があったとか、ここは良かったとか、そういうものがあると思うんですが、それがあれば、まずお答え願います。

それから、2つ目はこのことによって、課長級の適材適所の入替えがあるのかどうか、予定しているのかどうか、その辺もお願いします。

最後に、新規採用で5名、町長部局で増やすということですが、来年度の採用募集というのはもう済んでいると思うのですが、こう

いった改正が行われるということを前提に募集がされておりますでしょうか。

議長 (山本俊康君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) 私の方から、2点お答えをさせていただきます。組織編成が再編されて適材適所の課長の配置がなされるかというご質問でございましたが、人事は私が担当しておりますので、私が任命することでありますので、私の方からお答えをさせていただきますが、組織再編があろうとなかろうと、毎年人事については適材適所を前提として配置をしておるものでございますので、人事については当局側で責任をもってやらせていただいております。

また、採用につきましても、募集と言いますか採用については、今回の組織変更を見越しての必要人数を確保する、ただし定数条例をみながら必要な人数を確保するという方針で行っております。以上です。

議長 (山本俊康君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎君) 総務課長です。西田議員のご質問にお答えします。最初の新設になる課の人員はどうかということでございますけれども、防災課と定住推進課が新設されるわけですが、人員につきましては、今のところ、防災課については防災課長以下4人。現状とほぼ同じであろうと予想されます。それから定住推進課については、先ほど申し上げましたように、4人増員をはかるものですから、その4人また各課から人を少しずつ集めて4人プラスアルファぐらいの人員になるろうかと考えております。

いずれにしましても、課の仕事がスムーズにいきますように、適切に人員配置を人事異動で考えていきたいなど、考えております。

それから、定住推進課の事務分掌なんですけれども、今までいろいろな課でやってきたことを定住推進課ということで、定住推進課に関わるものについてはそこでやるということですので、一本化すればですね、例えば空き家対策の窓口を一本化すれば、住民サービスの向上にもつながりますし、住宅関係の窓口を一本化すれば、また

それも分かりやすくなるだろうということで、弱点というよりも、そういったサービスの向上につながるのではないかなど、このように考えております。以上です。

議 長
10番議員

(山本俊康 君) 10番、西田彰君。

(西田 彰 君) そうすると採用に関しては、この条例が4月1日から改正されると、4月1日から動き出すわけですが、人員は間違いないと、確保できるということによろしいですか。

それから、定住推進課が非常に今後の森町にとって、人口減少に対応していくということでは、全議員が共有しているところです。そこで先ほども他の議員からも保健福祉課や、教育委員会の方も一丸となってこれに対応していかなければならないというような思いでおりますけども、今まで定住促進で、もう4・5年後にやってきた中で、なかなか思うように機能しなかったということで、今度の課を新設して重点的にそこに知恵を集めておくというふうに考えていけばよろしいのでしょうか。

議 長
総務課長

(山本俊康 君) 総務課長。

(村松利郎 君) 総務課長です。職員の人員は確保できるかということでございますども、これから採用した職員というか、人員を増やした中で人員配置を考えまして、事務に滞りがないように人員配置を考えていきたいと考えております。

それから今までの人口減少対策と言いますか、定住推進に関しては思うように機能しなかったのではないかとございませすけども、定住促進とか人口減少対策というのは、1年2年ですぐできるわけではございませんので、これから更にそういった人口減少対策を強化していくために、定住推進課を設けるものでございませす。ですので、これからも定住推進課を作って人口減少対策にもつなげていきたいなと考えております。以上です。

議 長
議 長

(山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

(山本俊康 君) 「質疑なし」と認めます。

しばらく休憩をいたします。

(午前10時33分 ~ 午前10時45分 休憩)

議長

(山本俊康 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第50号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第5、議案第53号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案4件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、中根幸男君。

8番議員

(中根幸男 君) 1点お伺いいたします。これは議案第53号、一般職の職員の給与水準に係る関係ですけれども、給与水準の目安としてラスパイレス指数というのがございます。これは、国家公務員の平均給与額を100として算出した本町の給与水準ということになりますけれども、私の手元には、平成27年度は96.2となっております。28年度について、試算値が出ていれば伺います。

議長

(山本俊康 君) 総務課長。

総務課長

(村松利郎 君) 総務課長です。ただいま中根議員からラスパイレス指数に関する質問がなされました。森町の職員のラスパイレス指数でございますが、平成27年が96.2、平成28年が95.8となっております。

それから、今年度、今年の平成29年のラスパイレス指数は、まだ総務省の方で公表されておられませんので、発言は控えさせていただきますが、96を若干上回るのではないかと予想されます。以上です。

議長

(山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

(西田 彰 君) 今回、人事院勧告で今の労働者の皆さんとか、これは大企業もあるし、中小企業もあると思いますけれども、その平均からいっても、職員また議員、特別職は低いということで出されて、今回こういう議案が出てきたと思いますが、現実はなかなか

か景気回復が実感できないというのが、多くの国民の今の現状ではないかなと思います。

一部では、町長始めトップからいろいろ、トップから収入とか賞与も上げていかないと、一般にも及んでいかないとこの考え方もあるでしょうけども、今の現状でいくと、職員のアップは私は認めていきたいと思いますが、特別職を始め、私たち議員は引き上げる必要はないじゃないかと。本当に実感できる、景気回復なったよと、実感できるようなときには引き上げていくということも必要かと思いますが、その辺、行政側は人事院勧告をどのように捉えて、今回のこのような議案となったかを説明願います。

議 長
総務課長

(山本俊康 君) 総務課長。

(村松利郎 君) 総務課長です。まず、人事院勧告についてでございますけども、国家公務員と民間の給与、これは月例給を調査した上で、精密に比較して得られた較差を埋めることを基本にして人事院で勧告をしております。また、特別給についても、民間の特別給、ボーナスの過去1年間、前年8月から当年7月までの支給実績を正確に把握しまして、民間の年間支給割合に国家公務員の特別給の年間支給月数を合わせることを基本に人事院で勧告しています。

調査でございますけども、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を実地調査します。全国の約12,400事業所の約53万人の個別給与を実地調査して得られるものでございます。

先ほど、西田議員からの質問で、この特別職の報酬、報酬というか賞与についての考え方でございますけども、通常はですね、現状と異なった報酬を、報酬を定めるときには報酬審議会あるいは議員提案というかたちで対応をしておりますけども、このように単なるボーナス等の率の改定の問題については、従前は人事院勧告により、国がボーナスの支給率を下げたときには、同額議員の方々も下げております。今回のように、逆に上げたときには、同じように上げるということをご提案しております。

この提案をご承認いただけるかどうかというのは、まずは議員さんの議決にかかっておりますので、町としては提案するべきと思います、提案をさせていただいた次第でございます。以上です。

議長

(山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

9番、鈴木托治君。

9番議員

(鈴木托治君) 私も西田議員と同様に、今回の4件、議員報酬あるいは教育長と特別職と、一般職の給与に関しても、若干というよりは反対の意見を持っております。しかし、一般職に関しては、今回は私は認めていこうと思うのですが、この人事院勧告に従って今回報酬の値上げということですが、この人事院勧告というのは本当に守らなきゃいけないものか、あるいは守っていない自治体がかつてあったかどうか、その点をまず1点教えていただきたいなと思います。

それと、やっぱり公務員が公務員を査定するというのは、どういってもおかしいんですよね。人事院も役人です。そういう役人でなくて、大学教授とかあるいは公認会計士、税理士、弁護士等そういう人たちが、しっかりと公務員と一般の仕事をしている方との比較をするのが当然であって、私は現在ですね、やっぱり公務員とかあるいは我々がですね、議員がですね、一般の方よりはるかに優れているというか、たくさんもらっているというような、そんな気がしてなりません。

今日の傍聴者の中にも、ご主人は当然引退している方もあるだろうし、息子さんが仕事している方が多数です。しかし、本当にそれじゃ傍聴者の皆さんが危機感を持って、アベノミクスのように、まさにもう非常に仕事は順調で儲けているよと、そういう実感を持っている方は、恐らく傍聴者の中にもほとんどないんじゃないかと思うんですよ。

そういう意味において、私はまず我々議員、そしてまた町長、教育長というような町の指導者が、身を切る改革をして自分たち給与だけは、せめてもこうしようやというような、それくらいの勢いを

持ってやっていかなければ、この町はどんどんどんどん寂れていく
というような、そんな気がしてなりません。そういう意味で是非とも、
我々の給与は上げないでいただきたいと。そのように皆さんにも
お願いしながら、ちょっと質問させていただきます。

議 長

(山本俊康 君) 質問の内容を今一度明確に。

9 番議員

(鈴木托治 君) はっきり言えることは、一般の傍聴者も、
民間企業がなかなか公務員との格差が、格差にあえいでいると。公
務員並みの給料をもらってないと。そういうことが、私は実感して
いるんじゃないかと。そういう意味で上げないようなことを、お願
いしたいと。

議 長

(山本俊康 君) 質問でございますので、お願いは謹んでい
ただきたいと思います。今一度

9 番議員

(鈴木托治 君) 格差があるかどうかということ、もう一
遍はっきりとお願いしたいなと思います。それと、職員の給与を民
間と比較した場合ということですけど、民間のどのような階層の方
を比較しているのでしょうか。私はどうも大企業並みの、民間の大
企業を対象とした給与体系を言っているのではないかというような
そんな気がしてなりませんので、是非とも、民間のどこら辺の階層
の人たちとの比較なのかをちょっと説明願います。

議 長

(山本俊康 君) 総務課長。

総務課長

(村松利郎 君) 総務課長です。先ほどの鈴木議員のご質問
にお答えします。まず、人事院勧告でございますけども、先ほど申
し上げましたとおり、国家公務員と民間の給与を調査した上で、精
密に比較し得られた較差を埋めることを基本に、人事院で勧告する
ものでございます。また、特別給についても、民間の特別給の過去
1年間、これは前年8月から当年7月までの支給実績を正確に把握
し、民間の年間支給割合に国家公務員の特別給の年間支給月数を合
わせることを基本に、人事院で勧告するものでございます。

それから、民間の企業でございますけども、これは企業規模50人
以上かつ事業所規模で50人以上の事業所を実地調査しまして、です

ので50人以上の規模事業所であれば、大企業も中小企業も含まれますけども、それらの事業所を、全国12,400事業所でございますけども、53万人の個人別の給与を実地調査して得られるものでございます。

また、先ほど申し上げましたけども、ラスパイレス指数に関してですけども、平成28年に95.8ということで申し上げましたけども、これは静岡県内12町があるわけですが、12町中森町は8番目の高さとなっております。もし、これに市を入れますと35市町あるわけですが、35市町中森町は31番目の高さということになります。

ですので、他の自治体、県内の自治体と比べると、決して高いということではないということをお知らせ申し上げます。以上です。

議長

(山本俊康君) 9番、鈴木托治君。

9番議員

(鈴木托治君) この人事院勧告は強制力のあるものかどうか、あるいはそれを別に否定してやっている自治体がそこらにあるかどうか、その説明をお願いいたします。

議長

(山本俊康君) 総務課長。

総務課長

(村松利郎君) 地方公務員法の第24条第2項というものがございまして。職員の給与についての規定でございますけども「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」とされています。

ですので、国とか地方公共団体、いろいろな他市町の状況なんかをみまして、定めなければならないということになっておりますので、森町としましては、より所としまして、人事院勧告をより所として給与をこのように上げたり下げたりしているということでございます。以上です。

議長

(山本俊康君) 9番、鈴木托治君。

9番議員

(鈴木托治君) それほどの強制力というか、あるならば別に議会にかけなくたって、当然いいんじゃないですか。議会にかけ

て、議会が否認したらそれをやめるというならそれはともかくとして、もう守らないといけないということならば、別に議会にかける必要がないと思うんですけど、その考え方はどうでしょうか。

議 長

(山本俊康 君) 総務課長。

総務課長

(村松利郎 君) 総務課長です。森町は、特別その人事委員会というものはございません。国には人事院がございまして、県とか政令市には人事委員会がございます。ですので、森町は、国の人事院の勧告を参考に決めているものでございます。

今鈴木議員がおっしゃいました、そういうことなら、わざわざ議会に通す必要がないではないかということでございますけども、今職員の給与とか、給料表については、例えば一般職の職員の給与に関する条例、条例で定めるようになっておりますので、当然条例ですので、議会に諮っていかないといけないということになりますので、ご了解願いたいと思います。

議 長

(山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。

1 番、岡戸章夫君。

1 番議員

(岡戸章夫 君) 1 番、岡戸です。この改正についてですけども、大きく、我々議員と、職員の皆さんとを分けて考えた方がいいかなと思います。

上げたから、悪いとか良いとかというより、やはり結果だと思うんです。それに見合った結果を出していただければ、その給料でも構わないというのが、やはり広く、共通認識として持つことは、理解できると思います。その上で、我々は議員として、結果が出せなかったら4年ごとの選挙で落とせばいいという、一つの歯止めと言いますか、そういったことがなされるわけです。町長も含めてですけど。しかしながら、職員の皆さんは飽くまで職員ですので、そこでどのような仕事ができただか、例えば住民サービスが向上したとか、こういう実績が上がったとかという、そういうもので評価されるものだと思います。

ですから、私は一概に反対するものではないんですけども、や

はりそういった評価制度がきちっとされていて、その給与に伴った結果が、どんどん向上していけば、結果的には森町にとっては良いことだなと思います。

そこで質問ですけれども、現行の職員の皆さんの評価の仕方というのは、どのようなかたちになっておられるのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

議 長

(山本俊康 君) 総務課長。

総務課長

(村松利郎 君) 総務課長です。岡戸議員のご質問にお答えします。森町では、平成28年から人事評価制度を取り入れております。人事評価制度と申し上げますのは、各職員の業績評価、それからもう一つは能力評価と、2つの指標があるわけですが、それらを実行するわけですが、評価者が1次評価者、2次評価者とありまして、課長補佐が1次評価者、それから2次評価者が課長がやるわけでございます。

今回の条例改正については、人事評価とは別なところでですね、国の人事院勧告に基づいて、給料表の改正であるとか、ボーナスの改定であるとか、そういったものを行いますので、直接人事評価とは結びつくものではなくて、一律各職員に当てはめてやるものです。

人事評価については、まだ28年から始めたばかりで、またこれを直接すぐ給料に反映させるとなるとなかなか難しい面もあります。確かに評価者の研修とか、いろいろ何回もやっております、なかなか評価する側の目ぞろい、そういったのも大切になりますので、今すぐ人事評価を給与に反映させるというのは、システムとかそういうふうにはしておりませんが、今後人事評価に基づいて、それぞれ昇給であるとか、昇格であるとか、そういったものに結びつけていく必要性はあるかなとは考えております。

今回の条例改正は、人事評価とはまた別のところですので、ご理解をいただきたいと思っています。

議 長

(山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。
日程第6、議案第54号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」及び日程第7、議案第55号「森町都市公園条例の一部を改正する条例について」議案2件を一括議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。
日程第8、議案第56号「東遠学園組合を組織する地方公共団体の減少及び東遠学園組合規約の変更について」を議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
(発言する者なし)
- 議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。
日程第9、議案第57号「森町道路線の廃止について」及び日程第10、議案第58号「森町道路線の認定について」議案2件を一括議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
9番、鈴木托治君。
- 9番議員 (鈴木托治君) 路線変更に関しては、もちろん認めざるを得ないと思いますが、新しい路線名が、見てもらおうと、新しい方ですけど、天宮区画10号線が非常に南の方を走っていると。しかし9号線は一番北の方を走っているというように、何かその番号が、あちらこちらこういうふうに飛んじゃってるんですよ。
だから、もっと例えば南の方からとか、あるいは北の方から、順序よくやってくる方が、より分かりやすいと思うんですけど、もうこっちへ行き、あっちへ行き、1号線から5号線から何とか線と、くしゃくしゃになっちゃっているんですけど、その辺は整理して名前を変更、変更というか、名称を付けるということは無理なのでし

ようか。お聞きいたします。

議長 (山本俊康君) 建設課長。

建設課長 (中村安宏君) 建設課長です。ただいまの鈴木議員のご質問でありますけれども、この路線名の付け方につきましては、もともとですね、区画整理事業において、付けられた路線に対して、それを継承してなるべく付けようというようなルールでやっておりますので、そういったことで、このような路線名の付け方になっておるといふことで、大変分かりにくいかもしれませんが、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田彰君) 私も新路線の方ですね、これだけ複雑に付けなければいけないかなと、この図面を見て思ったわけですが、その中で、例えば大上線が一本メインで通っていますよね。それを横切るように通る町道路線が、そこで大上線にぶつかると一つの路線。それから越えてまた一つの路線となっているのですが、台帳を管理する上で、非常に複雑になるんで、これを続けて、大上線をそのまま通って一つの路線になるということではできないのでしょうか。

議長 (山本俊康君) 建設課長。

建設課長 (中村安宏君) 建設課長です。ただいまの西田議員のご質問でございますけれども、森町の中の町道としては、今言われたように、昔から認定してある路線につきましては、一つの路線を横切るかたちで認定してある路線も確かにございますけれども、最近では、ここは交差点になるということで、2つの路線の延長が重なる部分ということになりまして、重複路線というかたちになります。

もちろんこれは台帳上では、どちらの道路を優先するかによって、優先されない方の路線の延長については、その交差点部分の延長は控除して、台帳の方を作成しておりますけれども、これは昔からの路線についてはこういうかたちで対応はさせてもらっておりますけれども

も、今現在の考え方としては、なるべく重複した区間をなくそうということ、こういう交差点で区切られているような路線については、細かくなってしまいますけれども、別々の路線ということで、今は対応をさせていただいているということでございます。以上です。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

4番、岡野豊君。

4番議員 (岡野豊君) 認定の方で1点、お尋ねをしたいと思います。別紙3の下から2番目ですが、整理番号は4287番、天宮区画23号線という路線です。この路線の認定の位置図を見ますと、区画整理の南の方に位置しておりまして、これは都市計画道路の新田赤松線の一部になるかと思えます。

今回のこの区画整理内の道路を認定するに当たり、この天宮区画23号線、これは新田赤松線の一部であると認識しておりますが、あえて天宮区画23号線として認定し、都市計画道路新田赤松線との重複区間ということで捉えればよろしいか、1点お尋ねをいたします。

議長 (山本俊康君) 建設課長。

建設課長 (中村安宏君) 建設課長です。ただいまの岡野議員のご質問でございますけれども、天宮区画23号線でございますけれども、議員がおっしゃるとおり、これは都市計画道路の新田赤松線という位置付けをされている路線でありまして、当初ですね、この路線については、課の中でもどういう名称にしようかというような検討はなされました。

ただ、図面をご覧くださいとおり、この新しく作った23号線につきましては、途中で切れてしまっているというような状況であります。起点も終点も、新田でも赤松でもないというような状況でありますので、取りあえずは、現在、明治町通りが新田赤松線となっておりますけれども、これはこれで新田赤松線というかたちで残しまして、都市計画道路事業が進捗した時点で、新しくできた街路を新田赤松線というかたちで、認定をするよう予定はしております。以

上です。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。

日程第11、議案第59号「平成29年度森町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、鈴木托治君。

9番議員 (鈴木托治君) 28ページ、10款の学校教育課における宮園小学校のプールの件であります。この宮園小学校プール改修工事の設計委託料5,811千円が計上されておりますが、これは当然、工事費は入っていないわけですよ。どうでしょうか。

議長 (山本俊康君) 学校教育課長。

学校教育課長 (西谷ひろみ君) 学校教育課長です。ただいまの5,811千円につきましては、今回の宮園小学校プールの改修工事に伴う設計のみの委託料となっております。以上です。

議長 (山本俊康君) 9番、鈴木托治君。

9番議員 (鈴木托治君) それこそ小学校のプールということで、安全性は当然であります。ひび割れが入っているところ、あるいは下のブロックみたいのが敷いてあったり、あるいはタイルみたいなのがやってあって、それがちょっと凸凹していたりして、非常にケガをしやすいということで、この改修になったと聞いております。私もプールを実際に見てきまして、確かにこれじゃちょっとケガをするまではいかないまでも、ちょっと危ないかな、歩きにくいかなという、そういう感じがしたわけですが、このプールがあそこ確か2つあると思うんですけど、その両方のプールの、何というか長方形になった何メートルと何メートルの、深さが何メートルあるかということ、まずお知らせください。

それとですね、どこからこの5,811千円という金額が、出てきた

のか、その根拠となるのはどこが作ったんですか。ちょっとその2点をお知らせください。

議 長 (山本俊康 君) 学校教育課長。

学校教育課 長 (西谷ひろみ 君) 学校教育課長です。ただいまのプールの深さということですが、ただいま詳細な数字は持ち合わせておりません。大プールと小プールと、2つございまして、小プールは小学生は1年生といいますとまだ小さいですので、そういった子どもさんが、立ったときに膝丈ぐらいの深さとなっております。

詳細な深さにつきましては、また後ほどお知らせしたいと思いますが、設計金額につきましては、今回老朽したプールを改修するに当たりましては、今後も長く使っていきたいということもありますので、そのためにどのような工事をしていくのがいいのかということで、現在のこの土地に、そのままその位置で大丈夫かどうかといった地質調査や測量等もしてまいりたいと思っております。

本体はそのまま、内側にFRPを塗るという工法もありますけれども、旭が丘中学校でも、平成6年、今から23年ほど前になりますけれども、FRPを内側に塗る改修工事を行っております。その際の設計業務につきましても2,900千円ほどかかっております。

今回はそういったことも含めまして、県から建築設計等委託料算定基準というものが示されておりますので、そういったものを、役場内においても事業課の専門知識を持っている職員もいますので、相談をしながら、もちろん業者にも見積もりは出させていただきましたけれども、妥当かどうか確認をした上で、今回この金額を出させていただいております。ご理解をいただきたいと思っております。

議 長 (山本俊康 君) 9番、鈴木托治君。

9番議員 (鈴木托治 君) 縷々、説明がございましたけど、私はそれほど、設計委託するほどの補修じゃないと考えております。当然タイルを取るとか、あるいは下のブロックを取ったりして、モルタル補修というか、コンクリート打ちで終わると思うんですけど、むしろそれならですね、森町の業者に直接、これは設計委託するんじゃない

なくて、これは幾らぐらいでこの工事ができますか、修理ができますかというように直接聞いてやった方が、この委託料分だけは随分安くなるかと思うんですよ。それほど難しい、見ただけでも、我々が素人が考えても、それほど大変な工事であるとか、そういう認識はありません。

だから、私は最初これは5,811千円は当然工事代も含んでいると考えておって、工事代を含んでいても若干高いなというような気がしておるわけですけど、設計委託とってびっくりしました。私も前から何回も言いますように、行政は納税者とか、町民の税金を使ってやっているという意識が若干かけているんですよ。

だから、金額なんかともかくどうであれ、しっかりやってくれさえすればいいというような、そういうような考えの中でいろいろな問題が、我々素人が考えるよりは遥かに、倍、3倍というような金額がいつも計上されます。私も建設業事業の資格を持っているので、大概そういう工事もある程度やってきたつもりですけど、幾ら何でもこの金額は高いと、もう一遍しっかりと補正するというか、委託先を変えるなり、委託料を検討するという気持ちはございますか。

議 長
学校教育
課 長

(山本俊康 君) 学校教育課長。

(西谷ひろみ 君) ただいまのご質問でございますが、やはり公共事業につきましては、県あるいは国で示されている基準をクリアしていかないと、必ず満たしていかなければならないというところがありますので、これについては決して高いものではないと。実際、大きな金額ではありますけれども、今後プールを長く使うためには、やはりこういった専門業者をお願いするというのが、妥当であると思っております。

決して私どもは、税金を無駄遣いしているという意識ではありません。常に検討する中で、もちろん業者を固定することなく、例えばこれは指名委員会にかけてまいりますけども、入札が必要であるということであれば、入札にしたがってやってまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 (山本俊康 君) 教育長。

教育長 (比奈地敏彦 君) 補足をさせていただきます。議員の先ほどの冒頭の中で、五百うんぬんの金額について、そのものも高いんじゃないかというようなお話もいただきましたけども、町当局また学校当局としますと、基本的なスタンスとしては、老朽化、一番著しい、町内での中での著しい、損壊をしているものですから、立替えという部分を基本的に考えております。議員も見たとおりだと思いますけど、あそこのプールそのものがコンクリートでできておりまして、その造りそのものが現代にそぐわない、又はそれぞれのケガ等が多発していますので、先ほど課長が言いましたように、この金額の中で、全体的に直すんだったら、直すというか変えるんだったら、どんな方法がいいのかという部分について、考慮しているところです。

金額についても、やっぱり先ほどのお話ではありませんけども、高ければいいっていう発想は、毛頭持ってございません。やはり使いやすい、又は今の時代に合って、なるべく安価という部分も踏まえて、業者とこれからも折衝していきたいと思っていますので、ご理解をお願いします。

議 長 (山本俊康 君) 9番、鈴木托治君。

9番議員 (鈴木托治 君) 設計委託をするんじゃないじゃなくて、森町でも相当大きな金額の工事をやっている業者がたくさんあるわけです。だから、そこにこれを直したい、この滑るのを直したいとか、あるいはケガをするのを直したいとか、それをするには幾らぐらいかかりますかということ、設計委託なしでも、新しく作るプールならともかくとして、今のを改修するということならば、そこらだって十分できるんじゃないかと思うんですけども、その点まだ返事がなかったなので、お答えをお願いします。

議 長 (山本俊康 君) 学校教育課長。

学校教育課長 (西谷ひろみ 君) 学校教育課長です。今までもプール底のタイルについては、欠けたりするたびに、部分的に補修はしてまいっ

ております。ただ、もう建築後46年たっておりますので、やはりその都度の改修ではやってはいけないという部分がありますので、そうなりますと、全面的に改修していくということになるかと思えます。

その際には、今ある部分が地盤的にどうかというところで、もし地質調査上不具合があれば、全て取ってまた別のところに造るということも考えられますし、また今の場所で大丈夫であれば、今のプールをそのまま、外枠は残した中で内側にFRPを塗るとか、今の場所に新しく造るとか、そういったことも全て勘案した中での決定になってきますので、やはりその工事をする業者さんにそこまでの判断というのはやはり難しいと思えますので、そこはやはり設計を組んでいかないといけないということで今回上げております。以上です。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

8番、中根幸男君。

8番議員 (中根幸男君) 8番、中根幸男です。23・24ページ、8款3項2目、河川改修工事9,700千円の計上でございますが、これにつきましては、10月の2度にわたる台風の影響で河床が洗掘され、空積みのブロックが、護岸がですね、損傷したということでありませう。私が考えたのは、それほどの台風による災害であれば、どうして公共土木施設(補助)災害復旧事業で対応できなかったのかどうかという点が1点。それからもう1つは工事の復旧内容等について、少し詳しく教えていただきたいと思えます。以上です。

議長 (山本俊康君) 建設課長。

建設課長 (中村安宏君) 建設課長です。ただいまの中根幸男議員のご質問にお答えします。まず、補助災害で対応できなかったかというようなご質問でございますけども、現場につきましては、10月末に襲来しました台風21・22号、これによりまして一層損傷が顕著になったということで、当初議員がご指摘のとおり、災害の補助災害の適用についても検討はさせていただきました。

ところが、現場を確認しましたところ、以前からの度重なる豪雨等により徐々に河川の洗掘が進行したということも、なかなか否定できないような現場の状況でありまして、そうなると、被災原因の特定が非常に曖昧になってしまうという判断をいたしまして、補助災害としての申請は見合わせることにいたしました。

また、仮に補助災害として申請しまして、仮に採択をされたとしても、事業スケジュールを想定しますと、まず災害査定が来年1月末と聞いております。それから、実施設計の承認が2月の末、その後入札、契約を経まして、実際に工事に着手できるのが3月末くらいになってしまうのではないかとというようなことであります。そうなりますと、工事の完成が来年の雨期までに間に合うかどうかということが微妙になってしまうと。

現場の周辺が、宅地でありまして、仮に損傷箇所がその対策工事の完了する前に、また増破するというようなことになりまして、建物の補償等、重大な状況となるなどのことを考慮しますと、なるべく早急に単独事業により、改修工事として実施するのが、総合的にみまして、より適切な対応ではないかということで、判断をさせていただきました。

2問目の復旧の内容でございますけれども、まず工事の場所につきましては、南町の準用河川の第2小藪川の起点部ということで、ご説明を以前させていただきましたけれども、具体的に言いますと、京浜工業所さんの正面の入り口の付近にですね、第二都市下水路にかかります八反田橋という小さな町道橋がございます。その橋の下流側が準用河川の第2小藪川の起点になりますので、場所としてはそちらになります。

現場の状況としましては、河川の断面が、幅が3メートルほど、深さが2.5メートルほどございます。台風等の出水によりまして、河床が30センチメートルほど洗掘されまして、護岸のブロック積み基礎が非常に不安定となっております。一部ブロック積み損傷していると。そして、その影響で隣接する土地の地盤にも沈下等

の影響が出ているような状況でございます。

工事の概要でございますけれども、施工延長としましてL=37(メートル)、この内一部のコンクリートブロックの積み直しを考慮しております、面積的には70平米。それから洗掘防止のための床張りのコンクリートを打設する予定をしております。面積的には80平米でございます。それから、部分的にブロックが緩んでいる箇所等へのモルタル等の充填、この辺も今回の工事で考えております。以上です。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

5番、伊藤和子君。

5番議員 (伊藤和子君) 5番、伊藤です。私から2点ほどお伺いさせていただきます。1点目ですけれども、歳出14ページ、3款1項1目、0004心身障害者児福祉費になります14,956千円についてお願いいたします。こちらは今年度から始まりました森町愛光園サテライトで実施しております聖隷浜松、放課後クラブ「はなえみ森町」での障害をお持ちの児童等の放課後デイサービスの利用増加に対応するための扶助費等の追加というご説明がございましたが、こちらの詳細とそれからデイサービスを利用されている児童数を教えていただけますでしょうか。

もう1点、その下の0007自立支援給付費2,800千円についてお伺いいたします。こちらは障がい者の自立支援のために身体の欠損や、損われた身体機能を補完、代替する用具としての補装具に対する補装用具費と、身体に障がいがある児童のその障がい除去、軽減するために必要な医療に対する育成医療給付費であり、本年度の実績の見込みに対して予算の不足が生じるということで、追加ということでございました。こちらの詳細をもう少し教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

議長 (山本俊康君) 保健福祉課長。

保健福祉課長 (村松成弘君) 保健福祉課長です。ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。愛光園で行われております「はなえみ森町」でございますけれども、1日定員10人というところで、現在平

均利用者数が約8.5人が利用しております。登録者は19名でございます。

この放課後デイサービス等の扶助費の増加の理由でございますけれども、やはり愛光園の方のはなえみ森町さんの開設により、利用者が昨年なんですけれども、この愛光園に限らず、近隣の市町村にある事業所も含めまして、利用者数が13名ございました。ところが、平成29年度になりまして30名の利用ということでございまして、利用者数が非常に多くなってきているというところでございまして、特に放課後等デイサービスの利用が増えているというところでございまして、この補正をさせていただくものでございます。

上の障害児支援給付費支払手数料につきましては、それに伴う審査の手数料というようなかたちになっております。

それから、下の自立支援給付費の補装具費給付費でございますけれども、今回、高額な補装具を必要とされるというような方がおりまして、特に義足というようなかたちで申請をされる方が見込まれるということでございまして、この分を計上させていただいております。高額となっております。

それから、育成医療につきましては、実際の人数といたしましては6名でございますけれども、これにつきましても見込みを上回る申請というようなところで、昨年は44件ほどあったんですけれども、29年度につきましては、それを上回る、既に25件の申請がございまして、今後の状況を考えますと、申請件数が増えるということで補正をさせていただきました。以上です。

議長

(山本俊康 君) 5番、伊藤和子君。

5番議員

(伊藤和子 君) ありがとうございます。利用者の増加、そして補装具の高額化ということで予算の追加ということでございました。今後この愛光園のはなえみなんですけれども、いかがでしょうか、今後もうこうした予算の追加、見込みというのは、どのようにお考えになってらっしゃるのか、お伺いいたします。

議長

(山本俊康 君) 保健福祉課長。

保健福祉課長 (村松成弘 君) 保健福祉課長です。ただいまのご質問にお答えをいたします。今後の見込みということでございますけども、やはりはなえみに限らず、放課後等デイサービスを必要とされている方というのが、今後も増えていくのではないかなと思っておりますので、その辺りは実績等をにらんで平成30年度予算の方にまた反映をさせていきたいと思っております。以上です。

議長 (山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) 少し伺います。歳出、10ページそして26ページ。10ページは中段の2款1項1目、職員給与費3,857千円の補正、この中に特別職の給与の方も入っていると思いますが、特別職の給与は幾ら、この中にあるんでしょうか。それから26ページの下段、10款1項2目、教育委員会の方の事務局費、職員給与費、この内の教育長の金額は幾らでしょうか。

それから、今伊藤議員からも質問がありましたところですが、これははなえみの施設の最初始まった、サテライトで始まったときには、これでこの部屋でいいのかねっていうような、ちょっと声を聞きました。つまり狭いということですが、増えているということになると、そのままの状況ですと本当に狭い、手狭がますます進むのではないかと思います、その辺はどうなっているんでしょうか。

それから、先ほど托治議員からも質問がありましたプールの改修ですが、早急に改修するか、全面的に新しくするかということになると思いますけども、30年度の予算の中に入ってくるのでしょうか。

議長 (山本俊康 君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎 君) 総務課長です。今回の人事院勧告に基づく改正によりまして、町長、副町長合わせて139千円の補正であります。それから、教育長につきましては59千円の補正額となっております。以上です。

議長 (山本俊康 君) 保健福祉課長。

保健福祉 (村松成弘 君) 保健福祉課長です。ただいまの西田議員の

課 長 放課後等デイサービスの愛光園の利用というようなところでございますけども、この放課後等デイサービスにつきましては、愛光園のはなえみ森町だけの事業費ではありませんで、全体で8事業所に通っておられる費用でございます。愛光園のはなえみ森町につきましては14人、先ほど平成29年度30人の放課後等デイサービスの利用者の内、はなえみ森町を利用されているのが14人ということでございますので、その辺りは愛光園さんの方でも、施設の状況に合った受け入れ体制をしているということで理解しております。以上です。

議 長 (山本俊康 君) 学校教育課長。

学校教育課 長 (西谷ひろみ 君) 学校教育課長です。宮園小学校のプールの改修工事費用が30年度の予算に入っているかどうかということでございますが、今回この設計業務について、お認めをいただきますと、この後測量地質調査、実施設計に入っていくわけですが、年度内の設計終了を見込んでおります。

です。当初の予算に工事費用を載せるということは、難しくなっていますので、できますれば、6月の補正で工事費用を上げさせていただきたいと思っていますところ。

議 長 (山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。

1 番、岡戸章夫君。

1 番議員 (岡戸章夫 君) 1 番、岡戸です。続けて28ページの宮園小学校のプールの件ですけども、これに関してですけども、森町の中では、施設の老朽化しているところが大分増えてきて、それについて長寿命化というかたちで対応を現在もされている。今後もされていく必要があるかと思えます。その中で宮園小学校のプールもこの長寿命化の対策の一つにあてられているのかということをお伺いしたいのと、何て言うんですか、よく補正予算で大きな改修工事が上がってくるんですけども、それが一般的なちょっとした補修なのか、この長寿命化に対する対策なのかという線引きと言うか、区分けとかいうのは、基準は設けられているのでしょうか。もし、そういう長寿命化のために、改修しますよということが明確であるならば、

こういった議案として上がってくるときに、その旨を伝えていただければ、非常に、逆に、分かりやすいのではないかなと思います。それについてご質問します。

議 長
学校教育
課 長

(山本俊康 君) 学校教育課長。

(西谷ひろみ 君) ただいまの今回の宮園小学校のプールは長寿命化の一つかどうかということでございますが、やはり老朽化した施設を改修していくに当たりましては、どのような方法であるのが最適なのかということは、その都度考えながら行っているところです。

また、軽微な補修については、その都度、修繕費でやっておりますけれども、やはり一般的に、校舎等建物については、30年経ったら大規模改修、60年で新築、改築若しくは長寿命化ということが言われてはいますけれども、そういう中で今回このプールにつきましては、46年経っておりますので、新築あるいは長寿命化に向けた改築、いずれにするかは設計によりましては、今のところ内側にFRPを塗って、更にそこから長く使えるようになるものですから、そういったことも念頭に置きながらやっていきたいと思っております。

一つ一つの工事について、これが長寿命化によるものなのかどうかということにつきましては、その工事の内容、その施設一つ一つの状況にもよるとは思いますけど、今後やはり施設の改修等にかかる費用を平準化していくという意味でも、長寿命化に向けての取り組みになっていくものと思っております。以上です。

議 長
企画財政
課 長

(山本俊康 君) 企画財政課長。

(長野 了 君) 企画財政課長です。基準があるかどうかということのご質問です。例えばどういう施設に対しても、しっかり改修をすれば当然長寿命化にはなるでしょうし、全てを改築して新しいものにすれば、要は更新というかたちになり、それが長寿命化じゃないかということ、要は施設を更新するわけでございますので、その寿命を長くするという意味では長寿命化。言葉の問題ですけど

も、更新すればその時点でそこから30年60年というスパンで考えていきたいと思いますので、そういったかたちで対応するというございますので、ちょっとした改修が長寿命化じゃないかどうかというのは、判断の基準があるかという、そこは難しいかなというふうに考えております。以上です。

議 長

(山本俊康 君) 1番、岡戸章夫君。

1番議員

(岡戸章夫 君) ありがとうございます。今回の宮園小学校のプールの改修、例えば新規に作り直したら、では何年くらい持つのか。今回の改修でどのくらい持つのかというようなそういった算出がされているのでしょうか。例えば改修によっても、これだけまた寿命が延びるのであれば、コスト的にも見合うよというか、そういった判断というのはされているのでしょうか。

議 長

(山本俊康 君) 学校教育課長。

学校教育

(西谷ひろみ 君) 今回この設計によりまして、そういったところも含めて、出していきたいと思っております。

課 長

議 長

(山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。

7番、吉筋恵治君。

7番議員

(吉筋恵治 君) 21・22ページ、2項2目、農地保全事業費でございますが、私の勉強不足も含めてお尋ねをいたします。この集積茶園圃場において一定以上の茶樹の改良に取り組む担い手に対する補助金でございますが、この一定以上の茶園の改良等に取り組むというのは、具体的に言うとどういったことなのか。それから、これまでのそういった事業、取り組みについて。あと、担い手とは何人なのか。それから、このたび県の補助金が町を経由することになったので、補助をすることになったということですが、これまでの経緯を含めて、ちょっと全体をお教えいただきたいなと思います。

議 長

(山本俊康 君) 産業課長。

産業課長

(村松達雄 君) 産業課長です。ご質問の茶園集積事業について、申し上げます。茶園集積事業ですが、中間管理機構を通じて

借り受けた茶園において、茶樹改良等の取り組みを行う場合に、経費の一部を助成するものです。

この場合には、農業経営を行う茶工場とか、茶工場の中心となる担い手ということになります。そして、機構を通じて借り受けた方が取り組みメニューをやった場合、ポイント制になっておりますが、それをやった場合に、一反当たり50,000円のものが出ます。

どういうものなるかという、乗用茶摘機の活用されるような畝方向の統一とか、耕作道路の整備とか、その他高さの高低整備とか、そういったものを行っています。この事業については、担い手ということで、今言ったようなところで、茶工場の中心となる担い手とか、地域の農業経営をやっていく認定農業者等々になろうかと思いますが、そういったものになります。

過去の事業としては、中川地区で一部その茶園の集積事業を使うときに実施しています。それから今回の草ヶ谷の茶園集積事業については、全部で草ヶ谷地区では21名が参加する座談会を行ってまして、これには地区の代表、それから農業委員会、それから地権者の代表、そういった者が21名出まして、行っております。それで結果的に10名の農家さんに集約されまして、そしてこの茶園の造成ということでやっておりますが、これが59,700平米行われまして、交付金の方が2,985,000円ということで2分の1の事業が今回の補正額ということで申請をさせていただいております。担い手は10名でございます。

県の事業が町を通ることによって、出るのかどうかということについては、前ページの20ページのところにあります農地集積・集約化対策事業協力金というものでございます。これは、別にですね、やはり同じような農地集約事業をやるわけですが、これは工事費ではなく、農地10名に集約されたということで、そのことに関しての成果ということで、出されるものでございます。別の事業になります。

すいません、今の茶園協力事業の方で、一定以上の担い手に集約

した場合に、県が補助金を、町が経由することになったために、補助金が計上されているものでございます。以上です。

議長 (山本俊康君) 7番、吉筋恵治君。

7番議員 (吉筋恵治君) 少し分かりにくかったのが、仕事をしているということと、町長のご説明にあった一定以上の茶樹の改良等に取り組むという具体的なところが、もう少し詳しく説明いただけると有り難いんですが。

議長 (山本俊康君) 産業課長。

産業課長 (村松達雄君) すいません、説明が分かりにくいということで、申し訳ございません。事業メニューということで、乗用摘採機の活用、枕地の整備、それから畝方法の統一、耕作道の整備といったようなものがポイント制になっておりまして、例えばこの畝方法の統一ということで、同じような方向に大型乗用機が活用されるような場合ですね、78ポイントとかいうポイントがあります。

それから樹勢の回復ということで、土壌改良、深耕、初期の除草とかというようなものがポイントになっておりまして、例えば土壌改良が53ポイントとかいう点数になっております。

これが全部で9項目ぐらいございますので、またよろしければ、資料等提供いたしますが、これの全部のポイントの中で100ポイント以上実施した茶園について、定額一反あたり50,000円の助成が出るということでございます。

議長 (山本俊康君) 7番、吉筋恵治君。

7番議員 (吉筋恵治君) ポイント制ということでございます。そうしますと、何をやっても茶樹の改良に伴うと言えれば伴う、本当にそうなのかなという疑問もあるところですが、質問をこれ以上しても一緒かなという感じがするわけですが、ちょっと具体的に、そのポイント制は何をしてもいいのかなと感じるわけですが、質問ではありません。

議長 (山本俊康君) 産業課長。

産業課長 (村松達雄君) 産業課長です。それでは後ほど茶園集積事

業ということで資料の方、提供させていただきます。

議長 (山本俊康君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君)「質疑なし」と認めます。

日程第12、議案第60号「平成29年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、伊藤和子君。

5番議員 (伊藤和子君)歳出、9・10ページ、3款1項1目、0001、この7,200千円につきましては、要支援認定者の事業対象者の訪問型、それから通所型サービスにかかる給付費が当初の見込みを上回るということで、追加ということでご説明がございました。この要支援認定者数と、今後の見通しについてお伺いいたします。

議長 (山本俊康君)保健福祉課長。

保健福祉課長 (村松成弘君)保健福祉課長です。ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。要支援者の人数でございますけども、平成29年9月月報の数字で申し上げますと、要支援1が85人、それから要支援2の方が90名、合計175名となっております。

今後につきましては、今年に入ってからなんですけども、若干の増加でございます。2・3名ずつ増加してというようなところでございますので、その程度の増加になるのかなと思っております。以上です。

議長 (山本俊康君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君)「質疑なし」と認めます。

日程第13、議案第61号「平成29年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 議 長 (発言する者なし)
(山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。
日程第14、議案第62号「平成29年度森町水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
- 議 長 (発言する者なし)
(山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
次回の議事日程の予定を報告します。
12月20日午前9時30分、本会議を開会し、議案に対する討論・採決及び一般質問を行います。
本日は、これで散会します。

(午後0時02分 散会)